

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体が地域特性や住民ニーズに即応し、個性豊かで魅力と活力に満ちた地域社会を形成し、自立的な都市運営を行うためには、地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 多様な大都市制度の早期実現について

現在の指定都市の人口規模は、およそ70万人から370万人と差が大きく、また人口急減地域を含む指定都市が存在するなど、大都市は多様化しているものの、現行の指定都市制度は、施行から約70年が経過した今もなお基本的には変わっておらず、都市の特性に応じて柔軟に行政サービスを提供できる制度ではない状況にある。

このため、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として指定都市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする「特別市」制度を法制化すること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 厳しい財政状況下においても適時適切な行政サービスを推進するため、物価上昇下における地域経済対策や、行政デジタル化等の国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。
- (2) 国の政策により実施する事業及び国が行う制度改正等に基づく事業に対する地方の財政負担分については、地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。また、物価上昇及び人件費高騰を適切に反映した国庫補助金等の交付単価や基準額の見直しを定期的実施するなど、物価上昇等による事業費増額について、地方財政のみの負担とならないよう、確実な財政措置を講じること。
- (3) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (4) 固定資産税（償却資産）還付加算金は、納税者の申告誤りに起因する場合であっても支払わなければならない、正しく申告した納税者との間に不公平が生じ、また都市自治体に過剰な財政負担となっているため、現行制度の課題等を早期に整理し、申告誤りによる場合は還付加算金を付けないなど、早期に制度を見直すこと。
- (5) 米国の関税措置に伴い、法人市民税や個人市民税の減収、また法人事業税交付金や地方消費税交付金等の減等が考えられるが、市民生活を犠牲にすることなく市民サービスを継続していくため、状況変化を注視の上、機動的かつ柔軟に各自治体への減収補填や地域経済への支援等を実行すること。
- (6) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税法人税割の税率引下げにより、都市自治体に取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率を引き下げた上で法人住民税法人税割の税率引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みを構築すること。
- (7) 庁舎や公共施設等における電気料金等の高騰に加え、人件費や資材価格の上昇及びそれに伴う価格高騰があらゆる分野で継続しており、地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画へ適切に反映し必要な財政措置を確実に講じること。
- (8) 地方の安定的な財政運営のため確実に地方交付税総額を確保し、臨時財政対策債制度の廃止に向け積極的に取り組むこと。
- (9) 平成19年度から平成24年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活すること。
- (10) 法人実効税率が引き下げられたことに伴う減収分については、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。
- (11) 森林を適切に管理・整備し、土砂災害の防止や水源のかん養など公益的機能の維持・増進を図るため、私有林人工林面積の割合を高めるなど森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

3. ガソリン税暫定税率の廃止及び令和8年度税制改正に伴う地方税財源の確保について

いわゆるガソリン減税法の成立による地方揮発油譲与税の減収、令和8年度税制改正における個人所得課税の控除額引き上げに伴う個人住民税、地方交付税の減収及び自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収は、全額国費による財政措置を講じること。

4. 特定公的給付の指定手続き期間の短縮について

地方単独事業における給付金等に対する特定公的給付の個別指定について、申請から指定までの期間を短縮すること。

5. 外国人労働者の出国後の税金徴収について

賦課期日以降に出国する外国人労働者については、納税管理人の設定や、一括徴収などの制度が存在するものの、事業主や納税者によって対応が様々であり、賦課期日以降に出国した外国人労働者の徴収に大変苦慮していることから、当該外国人労働者から、個人住民税を確実に徴収するための制度の見直しを図ること。

6. 地方公共団体情報システムの標準化に係る財政支援について

(1) 地方公共団体情報システムの標準化移行に係る経費について、過大な負担が生じないよう、定期的な移行経費調査を行い、全ての都市自治体に対して公平で継続的な支援となるよう財源の積み増しに努め要望額に対する全額補助を確実に実施すること。

(2) ガバメントクラウド利用料をはじめ、標準化システムの利用料や保守料等の地方公共団体情報システムに係るランニングコストについて、現行のシステムと比較して移行前を上回る場合は国の責任において財政支援を行うこと。

また、ランニングコストが高額である等の事由により、やむを得ず独自クラウドを選択した場合においても、不利益が生じないよう、必要な経費の全額を確実に支援すること。

なお、支援に当たっては、独自クラウドを選択した場合も含め、地方交付税措置ではなく財政力にかかわらず全ての都市自治体に対し、国の責任において全額補助とし、補助年限を延長するなど適切な財政支援措置を確実に講じること。

(3) 標準化対象外システムでの移行に関連して発生するシステム開発費及び維持費の増加分について支援する制度を創設すること。

(4) 特定移行支援システム保有団体が、現行システムの延長利用や過渡期対応を行う際の経費に対する財政支援を行うこと。また、支援に当たっては人件費や機器の高騰などにより、移行経費が増加傾向にあるため、各都市自治体の必要な移行経費を調査した上で、それに応じた支援をするとともに、その方法においては地方交付税措置ではなく、直接的な補助金等の交付による財政支援等を行うこと。

(5) 標準仕様書の改定に伴うシステム改修経費に対する財政支援制度を創設すること。

(6) 都市自治体の負担が増大している実態を改善するため、国主導による共通システム開発・運用、システム改修費用への支援、デジタル庁による開発企業との直接交渉、国によるガバメントクラウドのランニングコスト一括負担もしくは、住民基本台帳ネットワークシステムと同様に、国又は地方公共団体情報システム機構において一括した予算執行とすること。

7. 地域未来戦略の推進及びデジタル社会の実現に向けた財政支援について

(1) 「地域未来戦略」の推進に当たり、地方公共団体によるデジタル実装への財政支援措置として、地域未来交付金等の充実を図ること。

また、地域未来交付金（地域未来推進型）について、持続可能な地域づくりを目指した事業展開に当たり、特に継続事業において事業費が2年目以降に増大していくことが見込まれることから、地方創生に資する取組を継続的かつ安定的に実施できるよう、当該交付金の十分な予算確保を図ること。併せて、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）について、避難所の生活環境改善等に資する資機材等を計画的に整備していく必要があることから、将来にわたり安定的に必要な予算措置を講じること。

- (2) 令和7年度に創設された「デジタル活用推進事業債」は、国庫補助事業との併用においては、「新しい地域経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」等に限定されている。そのため地方自治体が他のデジタル化を推進するため幅広く活用できるよう、本地方債における対象事業の範囲を拡充すること。
- (3) 地域のデジタル化推進に係る専門的知見を有する人材の確保のため、「市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用に係る特別交付税措置」について、措置率の拡充など実情に即した財政支援を講じること。
- (4) デジタルに不慣れな高齢者等を対象としたデジタルリテラシー向上の取組をはじめ、機器の導入やインターネット環境へのアクセス向上などより多くの市民がデジタル社会に適應できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな独自のデジタルデバイス対策を実施する都市自治体の取組に対して財政支援を拡充すること。

8. 国勢調査などの各種統計調査に係る調査手法の見直しについて

国勢調査などの各種統計調査の実施に当たっては、調査環境の変化に伴う調査員による実地調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、民間事業者の活用や調査員報酬費の引上げなど調査員確保対策の充実を図るほか、個人情報保護や国民の理解と合意形成に十分配慮した上で、郵送配布やマイナンバーなどのデジタル技術や行政資料を広範に活用し、調査の依頼から回答まで完全オンライン化するなど、現行の調査員調査から脱却し統計調査手法の抜本的見直しを行うこと。

9. 自治体DX推進に向けた環境整備に対する財政支援の拡充について

自治体が情報セキュリティ対策強化と内部事務効率化の両立を目指して段階的かつ継続的に実施するシステム環境の整備等に対して、自治体の実情に応じた柔軟な制度設計と、取組内容に応じた支援メニューの多様化を図るなど、より活用しやすい財政支援制度を拡充すること。

10. 組織内人材育成の取組に対する財政支援措置の拡充について

組織内部で、人材育成研修対象者自身が、独自に新たな政策課題（労務管理上の課題も含む）を急務の課題として、その課題解決に向けて取り組む場合、一定の経費に対する財政措置を講じること。

11. 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業の事業

実施期間の要件緩和について

既存施設の撤去に対する補助要件である一体的整備に関して、申請時の最小単位が通信設備や放送設備を収容する局舎単位となる場合、1つの局舎内に複数の組合があるなど、申請年度を揃えることが非常に困難であることから、引込線切替工事と同様に局舎整備等の本体整備完了から3年程度の猶予を設けるなど要件を緩和すること。

1 2. 携帯電話等エリア整備事業の拡充について

地域住民や観光客の利便性向上及び災害時の情報通信手段の確保を図るために、携帯電話等エリア整備事業の補助対象・補助率を拡充するとともに、基地局整備の促進について携帯電話事業者等に強く働きかけること。

1 3. e L - T A Xを活用した公金収納に係る手数料について

e L - T A Xを通じた電子収納の対象に地方税以外の地方公金を追加するに当たり、納付者が選択する納付方法によって地方税共同機構に対する都市自治体の負担が増大することのない安定した納付環境となるよう、アプリ活用による負担を金融機関窓口と同額とすること。

1 4. 多文化共生施策の推進について

- (1) 外国人材が地域社会の構成員として安全・安心かつ公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体の実施する施策に対して柔軟性の高い恒常的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (2) 外国人受入環境整備交付金について、外国人住民の急激な増加や国籍の多様化が進む中、様々な生活相談にきめ細かに対応する自治体の一元的相談窓口の安定的、継続的な運営に支障がないよう、十分に財源を確保し、財政支援を講じるとともに、外国人住民の割合や相談件数等の都市自治体の実状を踏まえた交付基準及び対象経費の見直し・拡充を図ること。
- (3) 育成就労制度の創設と特定技能制度の改正に伴い、今後一層、外国人受入れの進展が見込まれる中、都市自治体にあっては、関係機関等と連携し、外国人が生活等に必要日本語能力を身に付けられる機会の確保・充実を図ることが求められているため、各自治体や地域国際化協会が取り組む地域日本語教育の総合的な体制づくりに必要な教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）について、十分に財源を確保し、財政支援を講じること。
- (4) 日本語教育施策の実効性向上及び、地域のニーズを把握するため、国による実態調査の実施や、自治体が行う調査への技術的・財政的支援を行うこと。
- (5) 国・都道府県・市町村の役割分担を整理・明確化し、自治体単独での対応が困難な外国人住民の相談事案について、円滑な対応が可能となる一元的相談窓口等を設置すること。

1 5. 犯罪被害者等支援に係る地方公共団体向けガイドライン策定及び財政支援措置並

びに関係機関等との情報共有制度の創設について

- (1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に対し、十分な財政支援措置を講じること。
- (2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が関係機関と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

1 6. 基本的人権の擁護に向けた政策の推進について

- (1) 性的指向・ジェンダーアイデンティティのあり方にかかわらず、婚姻ができる制度の実現に向け、国において検討を進めること。
- (2) 包括的な人権侵害救済制度の確立を図るため、国からの独立性を担保した人権委員会の設置と委員会設置の根拠となる包括的な差別禁止法の検討を進めること。
- (3) 子育て、家族、生活困窮、仕事、DV被害等の問題のため、孤独・孤立で不安や困難を抱える女性に寄り添い、必要な支援につなげる取組に対し、継続的な財政措置を講じること。

1 7. 戦没者慰霊碑の安全対策に係る支援の拡充について

適切な戦没者慰霊を将来にわたり継承するとともに、老朽化した戦没者慰霊碑の安全を確保するため、国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の交付要件を全ての慰霊碑及び実施主体とし、補助基準額を実費とした上で、小規模化等も補助対象とするほか、補助率の引上げを行うなど支援を拡充すること。

1 8. 選挙制度の適切な運用について

- (1) 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、公職選挙法により規定されているが、未だ市区町村によっては複数の選挙区に分かれており、選挙事務の非効率を招いているため、区割りを見直し、市区町村内においては単一の選挙区とすること。
- (2) 公職選挙法第31条第3項の規定では、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙は、解散の日から40日以内に行うこととされているが、近年の選挙執行事務の実情を踏まえると、円滑な選挙事務執行を行うためには最低限の準備日数が必要となる。
このため、都市自治体に配慮した選挙制度の運用となるよう選挙の適正な管理執行に支障が出ない準備日数を設けること。
- (3) 期日前投票における宣誓書の廃止やICTを活用した電子投票の国政選挙への導入等、有権者の利便性向上や選挙事務の効率化を図ること。また、国政選挙への電子投票導入においては、必要な機器の導入経費等を執行経費の対象とすること。
- (4) 議員のなり手不足が課題である財産区議会議員選挙においては、立候補者に供託手続きや供託金の負担を強いる供託金制度を適用除外とすること。
- (5) 国政選挙執行時の経費については「国会議員の選挙等の執行経費の基準額に関する法律」に基づき措置されるが、同法改正直後に執行された第27回参議院議員通常選挙においても執行経費に対して十分な補助がされていないため、更なる補助額の

引き上げを行うこと。

- (6) 選挙時に使用する電子機器等備品を計画的に整備・更新し安定稼働に備えるため、各選挙共通で使用できる電子機器等備品の事前整備に対し、国・県・市それぞれが応分を負担する財政措置を講じること。
- (7) 選挙によって選ばれた代表者は地域住民の代表となり、職務を行うに当たっては、地域の特性や特徴をその市町村の住民として熟知していることが必要となること、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用された選挙公営制度について、住所を有する者が候補者となった場合への負担とすることで、公費の使途としてより適切となることから、公職選挙法第10条第6号に一定の住所要件を設けること。

19. 固定資産課税台帳情報の提供範囲の拡大における法制上の措置について

固定資産課税台帳情報については、各種行政課題の解決に資するため、有用性が認識されており、固定資産課税台帳情報の提供を可能とする法制上の措置が近年多く講じられているが、公共下水道事業受益者負担金・分担金賦課に係る業務においては規定がないため、固定資産課税台帳情報の提供が可能となるよう法制上の措置を講じること。

20. 地方公共団体が支払っているNHK放送受信料に対する財政支援について

地方自治体が公共施設や公用車において締結しているNHK受信契約に係る受信料負担について、地方交付税措置の拡充として、NHK受信料相当額を地方交付税の基準財政需要額に算入すること。

21. 地方自治体における人件費増額分に対する財源措置について

人事院の給与勧告による人件費の増加分は、令和8年度の地方交付税で措置されているところであるが、今後も更なる物価上昇に合わせた人件費の大幅な増額が予想されることから、都市自治体における人事院勧告に基づく給与改定への対応が行えるよう十分な財政措置を講じること。

22. マイナンバーカード制度の見直しについて

マイナンバーカードに係る各種手続きについて、オンライン化や身近な場所での手続きが可能となるよう、市町村窓口への来庁を前提としない仕組みの推進に向けた制度の見直しを行うこと。

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨に対する防災対策とともに、建設残土に起因する盛り土等による土石流災害対策などの強化は一層の急務となっており、様々な自然災害等から住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地域の防災力強化に資する安定的・継続的な財源の確保について

- (1) 大規模災害や各種災害に的確に対応するため、緊急消防援助隊等の充実強化や常備消防力等の充実強化に関する整備費用について、国庫補助金の対象範囲の拡充及び予算の満額確保を図ること。
- (2) 災害時の避難生活に必要な物資等を確保するため、物資の備蓄に関して継続的な財政措置や支援体制の一層の充実を図ること。

2. 防災・減災、国土強靱化対策の持続・更なる強化について

国土強靱化施策を切れ目なく戦略的に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の効果を踏まえた国土強靱化実施中期計画の推進に必要な予算を別枠で確保することとともに、災害リスクや地域特性を考慮した予算配分とすること。

3. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂地等の整備を重点的に進めるとともに、富士山火山砂防事業の促進や富士山が噴火した際の緊急時の減災対策を図ること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤などの防護施設を早期に整備すること。

4. 河川改修・海岸保全事業等の推進について

- (1) 気候変動によるとみられる頻発化・激甚化する台風や集中豪雨により、事前防災・減災対策を計画的かつ強力に推進するため、治水事業に必要な予算を確保すること。
- (2) 激甚化・頻発化している大規模な水害を未然に防止するため、「河川整備計画（大

臣管理区間)」に基づく河川改修整備事業及び継続的かつ安定的な河川維持管理事業について推進すること。

- (3) 準用河川等の流域治水への取組及び豪雨災害等浸水被害防止のための、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するなど、継続的かつ安定的に河川維持管理事業の推進を支援するとともに、準用河川等改修事業に対する十分な予算確保と補助対象要件の緩和を行うこと。
- (4) 総合的な治水対策を計画的・継続的に進めるため、ハード・ソフト両面からの浸水対策を強力に推進できるよう、十分な予算を確保すること。
- (5) 台風襲来時の高潮等による被害から、地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、海岸浸食の防止に努め、海岸堤防の機能維持・確保を着実に図ること。
- (6) 準用河川朝明新川及び源の堀川について、河積が狭小なことから大規模な河川改修が必要となるため、計画的な事業進捗が可能となるよう事業費を確保すること。
- (7) 一級河川雲出川中流部の整備については、流域関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる流域治水としての対策を進めるに当たり、河川整備計画に基づき堤防整備をはじめ遊水地整備に伴う地役権設定などを進めること。
- (8) 一級河川雲出川に係る改修については、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画に基づき支川の治水対策を進めるとともに、その効果がより発揮されるよう、本川の治水事業を強力に推進すること。

5. 緊急防災・減災事業債制度等の恒久化及び一層の強化について

都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債を恒久化すること。また、対象事業の拡充とともに財政措置の一層の充実・強化を図ること。

6. 住宅用火災警報器の新規設置及び更新に係る財政支援について

住宅火災による被害の軽減を図るため、都市自治体を実施する住宅用火災警報器の新規設置及び本体交換費用に要する新たな補助制度を創設すること。

7. 防災・安全交付金における地籍調査事業の財源確保について

災害の危険がある地域における砂防事業等の円滑な推進や被災時における復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査事業を推進する必要があることから防災・安全交付金における地籍調査事業に対する支援の拡充を図ること。

8. 災害復旧・被災者支援に関する制度見直し等について

- (1) 風害により被災した住家の被害認定調査については、地震や水害と同様に外観目視による第1次調査を導入し、被害認定調査及び被災者支援の迅速化を図ること。
- (2) 風害に係る住家の被害認定基準運用指針における被害認定について、屋根や壁がな

くなった際の実際の生活の困難さを考慮する等、現実に即した基準となるよう見直しを行うこと。

- (3) 全国的に非木造の住家被害認定調査員が不足していることから、今後の災害に備え、非木造の住家被害認定調査員の育成を強化すること。
- (4) 公費解体制度について、生活再建のため、大規模半壊・中規模半壊を含む半壊以上の被害家屋についても解体の対象となるよう制度を拡充すること。
- (5) 半壊・準半壊に係る修繕費用については、都市自治体の独自の支援等により対応しているため、新たな財政措置を講じること。
- (6) 被災した農業者が、被災前の水準で早期に営農が再開できるよう、農地利用率化等支援交付金における支援被害額の上限の撤廃を図ること。
- (7) 被災した中小事業者が事業活動の再建に取り組む経費を支援する制度を創設すること。

9. 災害時の情報伝達手段に対する財政支援について

避難情報や全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信される国民保護情報などの災害時の情報を住民へ確実に伝達するため、多様な情報伝達手段を整備、維持及び更新する経費に対して、補助制度を拡充すること。

10. 東海北陸自動車道トンネル内における消防無線不感地帯の解消について

消防活動に支障が出ないよう、消防本部と出場隊との無線交信に支障をきたしているトンネル内にアンテナを設置する等の改善整備を講じること。

11. 森林法における都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について

森林法における「伐採及び伐採後の造林の届出等」が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われている。ついては、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定を強化し、違法盛土や脱法的開発行為への対策を早急に検討すること。併せて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、少子化対策や地域医療の確保をはじめとした子育て・福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、公費をさらに充実するとともに他制度との公平性を図った上で、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。
- (2) 都市自治体が独自に実施する重度心身障害者、ひとり親家庭等に対して医療費助成（現物給付方式）を行った場合の国民健康保険制度の国庫負担金減額調整措置を全面的に廃止すること。
- (3) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (4) こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保した上で、対象年齢を高校生年代まで拡充することを確実に実施するとともに、軽減割合を拡大するなど支援制度の一層の拡充を図ること。また、軽減措置に伴う市町村負担については、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国費で財政措置するなど、全ての地方自治体にいきわたる財政支援を講じること。
- (5) 安定的で持続的運営ができるよう、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

2. 少子化社会対策について

地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、少子化社会対策であることから、対象者が都市自治体の財政状況によることなく、等しく支援を受ける

ことができるよう、事業を抜本的に見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

3. 保育園等の送迎バス運行に係る財政措置について

保育園・認定こども園（2・3号認定）に、幼稚園・認定こども園（1号認定）と同様の公定価格における送迎加算措置の拡充及び送迎バス購入費用に係る財政措置を講じること。

4. 就学前教育・保育施設整備交付金に係る財政支援について

こどもの良好な環境づくりのため、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の施設整備に係る就学前教育・保育施設整備交付金について、地域の要望に応えられるよう、既存補助率の嵩上げなどの制度整備と十分な財政措置を講じること。

5. 公立保育所等の施設改築・移転に対する財政支援について

公立保育所等の老朽化、土砂災害警戒区域等からの移転等に伴う施設の改築・移転に要する経費について、地方交付税措置によらず国庫補助による財政措置を講じること。

6. 保育士・幼稚園教諭等の確保について

- (1) 保育士等の保育人材の確保に向けて、保育士の更なる処遇改善を図り、賃金引上げに向けた公定価格における基本分単価の底上げを図ること。
- (2) 保育所等における業務負担の軽減や働きやすい環境の整備のため、都市自治体が実施する保育士確保策や保育DXの推進による業務改善に必要な財政措置の拡充を図ること。
- (3) 幼稚園における幼稚園教諭の負担を軽減し、安全・安心な保育の提供体制を整えるため、保育所等における「保育補助者雇上強化事業」と同様に、幼稚園事業者が保育補助員を雇上するために必要な費用を支援する事業を創設すること。
- (4) 企業主導型保育において、年度途中に増加する入所児童に対応する保育士等を、年度当初から配置する経費を支援する制度を創設すること。
- (5) 食物アレルギー児に対する除去等食の提供が必要と認められる児童を受け入れ、適切な対応を行う保育所等に十分な財政支援を行うこと。
- (6) 保育所等における医療的ケア児を受け入れるため、必要な看護師等を現場の実情に応じて配置できるよう、補助対象の拡大や要件の緩和、財政措置の拡充を図ること。
- (7) 保育所等における障害児の積極的な受け入れを支援し、障害児の保育需要に応えられるよう、現行の公定価格上の療育支援加算額の引上げ又は受入人数に比例した加算額の拡充など、十分な財政支援制度を創設すること。
- (8) 児童養護施設等における人材確保のため、「保育士宿舍借り上げ支援事業」と同様に、児童養護施設等の児童指導員、保育士等が宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する事業について創設すること。

7. 特定教育・保育施設等に係る処遇改善制度について

特定教育・保育施設等における施設型給付費等に係る処遇改善等加算については、令和7年度に3つの加算を統合するなどの見直しが行われたが、今後の改正に係る検討に当たっては、事務負担等の軽減に向けて現場の意見聴取を行った上で、従来の手法にとらわれない、更なる簡素かつ柔軟な制度への見直しを図ること。

8. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化について、自治体間の格差が生じることなく、誰もが安心してこどもを産み育てる環境づくりの実現に向け、全年齢に対し完全無償化を実施すること。また、必要な財源については、国の責任において全国一律の措置を講じること。

(2) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上のこどもの無償化開始期間が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。

9. こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度の実施について、都市自治体の実施施設が、適切な保育環境を整備し、安定的な事業運営が行うことができる給付費単価を設定すること。

10. 育児休業期間中の放課後児童クラブの利用について

子育て世代の負担を軽減し、少子化対策を推進するために、「保護者が育児休業取得期間中の児童」についても、放課後児童クラブの利用対象とするよう制度改正すること。

11. 子ども・子育て支援交付金における交付金について

(1) 放課後児童健全育成事業に係る交付金は毎年度増額されているが、基本額の児童数における区分は、年間開所日数200～249日のクラブにおける1～19人と20人以上の区分しかなく、児童数が多いクラブでは十分な支援が得られず運営の負担が大きいことから、基本額における児童数の区分を増やし規模の大きいクラブに対する支援の充実を図ること。

(2) 乳児期の子育ての孤立化を防ぎ、出産後の家庭を支えるため乳児の一時預かり体制を維持・拡充するため、一時預かり事業の専任職員に対して公定価格と同程度の処遇改善を行うことに加え、乳児（0歳児）の受け入れに対する新たな加算制度について創設すること。

12. 放課後児童支援員の配置基準及び放課後児童支援員認定資格研修の受講要件の緩和について

(1) 放課後児童支援員について、1つの施設に支援単位が2単位ある場合は、支援員1人と補助員3人の配置も可能とするよう配置基準を緩和すること。

(2) 保育士等の資格を持たない者の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件について、総勤務経験2年以上かつ1,000時間程度とするよう受講要件を緩和すること。

1 3. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

- (1) 安心できる地域医療体制が存続できるよう、地方の医師不足と医師偏在の解消、医学部偏在の解消と定員の増加を図るとともに、指導医資格を有する医師が不足している総合病院に対し、指導医と研修医をセットで派遣するなど、医師不足解消に向けて積極的な医師配置の対策を講じること。
- (2) 医師の働き方改革を推進するため、医師確保が困難な病院への実効性ある支援策を早期に提示するとともに、診療報酬において、義務的な医師の就業時間制限による減収を補い、病院運営に必要な診療収入が得られるよう、医師の時間外労働の上限規制の施行前と同水準の診療収入が確保できる仕組みとするなど早期に抜本的に見直すこと。

1 4. 公立病院等の経営安定化のための支援について

- (1) 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院・公的病院等について、地域の実態に応じた安定的な医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、物価・人件費高騰等の社会経済情勢を適切に反映した柔軟な診療報酬改定や救急医療提供体制及び不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な追加的な支援など、十分な財政措置を講じること。
- (2) 病院事業に係る地方交付税措置について、例えば病床割算定基礎額の更なる引上げなど、社会経済情勢に即した地域医療の確保のために必要な自治体病院に対する財政措置を講じること。
- (3) 公的資金における病院事業債について、単年度財政負担の軽減を図るため、償還期間を有形固定資産の耐用年数と同等の年数又は想定使用年数に見合った償還年数となるよう延長すること。
- (4) 施設整備に係る国補助金及び地方交付税で措置される病院事業債に係る建築単価について、昨今の急激な建築資材の高騰や労務単価の上昇等を踏まえ、実情に見合った建築単価に引き上げるとともに、補助率の嵩上げを図ること。
- (5) 創設された資金手当てのための病院事業債(経営改善推進事業)に係る「地方債同意等基準(総務省)」を緩和するとともに、利息分に対する地方財政措置を講じること。
- (6) 医療機関における控除対象外の消費税による負担が医療機関の経営を圧迫することのないよう消費税の課税方法について、「診療報酬への補填方式」から診療報酬を課税とした上でゼロ税率等の「軽減税率方式」への転換による抜本的な見直しを行うこと。

1 5. 病院の新設等に係る補助金について

医療施設等経営強化緊急支援事業における施設整備促進支援について、令和8年度以降も継続すること。また、事業期間における契約期間や着手期間等の要件について、都市自治体の実情に合わせ、柔軟に対応すること。

1 6. 地域医療介護総合確保基金等について

- (1) 地域医療介護総合確保基金「事業区分Ⅰ－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」及び「事業区分Ⅰ－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」については、令和8年度までとなっているが、現行の地域医療構想の対象期間である令和10年度まで継続すること。
- (2) 新たな地域医療構想では、「地域ごとの医療機関機能」として「救急・急性期の医療提供」が新たな推進事項に位置付けられているため、救急医療や急性期医療を担う地域の拠点病院の新設や改修及び経営強化に資する支援策について創設すること。

1 7. 医療費助成のオンライン資格確認のための自治体システム改修に係る地域診療情報連携推進費補助金の継続実施について

医療費助成のオンライン資格確認のための自治体システム改修に係る地域診療情報連携推進費補助金について、令和9年度以降も継続実施すること。

1 8. 予防接種事業について

- (1) 予防接種法に基づく定期予防接種に係る財源について、安定的な接種体制を確保し、自治体の財政力により地域間格差が生じることなく、接種を必要とする全ての国民が等しく予防接種を受けられるよう、地方交付税措置ではなく国庫補助金等により、全額国費で財政措置すること。
- (2) 先天性風しん症候群（CRS）対策を推進するため、妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等が実施する予防接種に対し、必要な財政支援を図ること。
- (3) 帯状疱疹は50歳代以降で罹患率が高くなることから、帯状疱疹ワクチン定期予防接種に50歳から対象者として追加するとともに、国費による財政支援制度を創設すること。
- (4) 予防接種健康被害救済制度の医療費・医療手当申請について、申請者及び都市自治体の事務負担軽減を図るため、健康被害の認定申請と医療費等の給付申請に係る事務を区分し、最初に健康被害の認定申請を行うこととし、その結果に基づいて医療費等の給付申請を行うように改めるなど申請方法を見直すこと。
- (5) 定期接種の対象疾病の追加や経過措置の運用など定期接種に係る制度変更がある場合は、都市自治体が十分な準備期間を確保できるよう、国において、その実施内容を早期に提示すること。
- (6) 適切な予防接種事業の運営のため、接種費用の基準額とその根拠等を明示すること。

1 9. 子ども医療費助成制度の創設について

子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの全ての子どもを対象として都市自治体の財政状況によることなく等しく助成を受けること

ができるよう、国の責任において全国統一基準による制度を早急に創設するとともに、必要な財政措置を講じること。

20. 5歳児健康診査について

効果的な健診を確実に実施するために、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携したフォローアップ体制整備、デジタル活用や専門職等の人材確保においても補助対象とすること。また、地方交付税等による新たな財政支援を行うこと。

21. AED更新に伴う財政支援について

AEDは設置後も器具の耐用年数に合わせて更新が必要となり、更新に係る費用も多額であるため財政支援を講じること。

22. 介護保険制度の財政基盤強化について

国庫負担割合の引上げや調整交付金の見直し等によって必要な財源を確保し、介護保険料の増額を抑制するなど、全ての国民が将来にわたり安心して介護保険サービスを受けられるよう対策を講じること。

23. 介護人材の確保について

- (1) 介護職員の人材確保及び介護サービスの提供確保のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図り、地域の実情に応じた介護報酬体系の見直しなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。
- (2) 在宅介護者に対し、通院等乗降介助の介護サービスを安定して提供できるよう、事業所の指定基準の緩和に加え、介護報酬の改定を行うこと。

24. 医療・介護・保育に係る人材確保対策の充実について

地域医療を担う医療機関及び介護や保育等の福祉現場の人材確保・定着を図るための財政支援の強化、処遇改善や業務負担軽減に資する制度の更なる充実、ハラスメント対策やメンタルヘルスケア等、働き続けられる職場環境整備への支援、ナースバンクや広域的な人材マッチング、派遣・応援体制の全国的な仕組みの強化など、実効性のある施策の一層の拡充を図ること。

25. 介護支援専門員の確保と業務環境改善について

- (1) 介護支援専門員は、介護福祉士等に比べ処遇改善が遅れているため、現状を是正し、専門性に見合った報酬体系を整備し、処遇改善を行うこと。
- (2) 今後予測される要介護者に応じて必要な介護支援専門員数を把握し、資格取得・更新の柔軟化、キャリアパス支援を通じて人材確保と定着を図ること。
- (3) 介護度改善や生活の質向上に取り組む事業所を評価・公表し、利用者が安心して事業所を選択できる仕組みを整備すること。
- (4) 軽度者の介護予防では、家族や地域活動などインフォーマルサービスの調整が重要であり、介護支援専門員の労力が大きいことから、予防的支援を正しく評価する報酬体系と業務効率化を進め、予防支援に取り組める環境を整備すること。

26. 介護報酬の改定について

地域住民が必要とする介護サービスが継続できるよう物価上昇や運営コストの増加を考慮した介護報酬の適時適切な見直しを行うとともに、介護事業所の経営安定化に向けた支援策を講じること。

27. 介護保険制度改正の見直しについて

- (1) 介護保険制度の改正に当たっては、軽度者（要介護1・2）の生活援助サービス等について、利用者や都市自治体の意向を尊重し、安易に総合事業へ移行しないこと。
- (2) 介護職員等の確保・定着のため、国費による賃金等の処遇改善を行うこと。

28. 過疎地域の訪問介護サービスにおける介護報酬の見直しについて

過疎地域の訪問介護サービスは、都市部に比べて効率が低く構造的な課題を抱えていることから、移動時間や距離を考慮するなど地域の実情を反映した算定方法に改めること。

29. 老人保護措置費に係る支弁額等の基準について

国は、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額等の改定について各自治体で改定率を検討・決定するよう求めているが、市町村規模や人員などにより検討状況に差異が発生し措置費改定を迅速に行うことができないため、国による老人保護措置費支弁基準を示すこと。

30. 障害者福祉の充実・支援について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、都市自治体に超過負担や障害福祉サービスに地域間の不均衡が生じることなく地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的・安定的に障害福祉サービスを提供できるよう、確実に財源を確保し、国補助率を2分の1に固定するなど、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域生活支援事業の必須事業のうち移動支援事業と日常生活用具給付等事業について、従来の国庫補助の配分と別枠に位置付け、事業実績に見合う確実な財政支援を講じること。
- (3) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成の体制整備について、支援措置を講じること。
- (4) 歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障害者加算の引上げ等、障害者に係る診療報酬の増額を図ること。

31. 計画相談支援の報酬算定構造の見直しについて

計画相談支援の報酬算定構造について、毎月、利用者一人当たりで算定する一定の基本報酬月額を設定するなど、相談支援専門員が担う日々のきめ細かな支援について、継続的に評価されるよう、見直しを行うこと。

32. 加齢による難聴高齢者への補聴器購入費補助制度の創設について

(1) 加齢性難聴者の日常生活の質の向上と社会参加の阻害防止を図るため、加齢性難聴に関する実態調査を継続するとともに、地域にかかわらず等しく支援を受けられるよう、補聴器購入費に対する全国一律の公的補助制度を創設すること。

(2) 制度設計に当たっては、すでに補聴器購入補助を実施している自治体の意見を十分に聴取し、費用対効果と公平性を確保した実効性ある制度とすること。

3 3. 新たな包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業(多機関協働事業等)の財政支援の拡充について

(1) 多機関協働事業等を実施している都市自治体における包括的な支援体制が安定的・継続的に整備できるよう、生活困窮者自立支援制度を軸とした新たな包括的な支援体制の整備について、現在の多機関協働事業等の手法を踏襲でき、財政支援の規模を補完できるよう生活困窮者自立支援制度の事業内容及び財政支援を拡充すること。

(2) 多機関協働事業等について、新たな包括的な支援体制の整備手法が確立されるまで、厚生労働省が示した期間となる概ね10年程度については、補助基準額や補助率を下げることなく、安定的かつ恒常的な財政措置を講じるとともに事務手続きの簡略化を図ること。

(3) 重層的支援体制整備事業の実施にかかわらず全ての市町村が実情に応じた包括的な支援体制を整備できるよう、支援すること。

3 4. 生活保護制度の見直しについて

(1) 生活保護制度は国が責任を負うべき全国一律の制度であり、最後のセーフティネットとして適切に運用していくため、生活保護費は全額国庫負担とすること。また、制度改正に伴うシステム改修経費を含めた関連経費も全額国庫負担とすること。

(2) 近年の猛暑により、夏季での冷房器具使用による光熱費の支出増加が避けられないことから、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、実情に合わせた夏季加算を早急に創設すること。

3 5. 持続可能な公的年金制度の構築について

受給者世代から現役世代まで、誰もが生涯安心して暮らせる給付水準が担保されるよう、最低保障機能の強化を含め、持続可能な公的年金制度を構築すること。

3 6. マイナ保険証を活用した救急業務について

マイナ保険証の医療情報を救急搬送時に活用する際に、救急活動及び医療機関搬入後の医療提供の迅速化・円滑化のため、閲覧できる情報に傷病者本人の受診歴・診療情報等に加え、傷病者の緊急連絡先を追加すること。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化 について

(東 海)

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

加えて、2050年カーボンニュートラルの実現へ向けて、脱炭素化を社会全体で実現していくための施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会基盤整備への支援について

- (1) 大規模自然災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、少子高齢化による人口減少対策など、都市自治体が抱える課題への対応とともに、市民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境整備と活発な社会経済活動を支える都市基盤整備が計画的かつ着実に進捗するよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の必要な予算について、社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続すること。また、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。
- (2) 社会資本整備総合交付金事業及び道路局所管補助事業において、土地の取得に必要な不動産鑑定評価や分筆登記に要する費用を補助対象とするよう制度を拡充すること。

2. 道路橋梁事業の促進について

- (1) 橋梁、トンネル、道路付属物等の道路メンテナンス事業を確実かつ安定的に推進できるよう制度の充実を図るとともに、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 生活に密着した道路等の整備に加え、大規模災害の発生に備えた避難路を含む道路網の整備、橋梁の耐震化、長寿命化による安全性・信頼性確保を図るため、安定的かつ確実な財政支援を図ること。
- (3) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、社会資本整備総合交付金事業の重点配分計画に該当しない整備計画についても必要な予算措置を講じ、十分活用できるよう確保すること。

- (4) 厳しい財政状況の下、都市自治体が道路施設の改修を計画的に進めるには長期間を要することとなるため、着実に事業を推進できるよう対象事業の拡充並びに地方債資金の確保を図ること。
- (5) 地域の発展と緊急輸送路の機能強化や救急医療活動の支援など安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。
- (6) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ浜松湖西豊橋道路について早期整備促進を図ること。
- (7) 国道150号バイパス（南遠・榛南幹線）の未整備区間を早期に整備すること。
- (8) 地域高規格道路金谷御前崎連絡道路（国道473号バイパス）の未整備区間を早期に整備すること。
- (9) 富士山静岡空港へのアクセス道路となる主要地方道吉田大東線南原工区の全線開通に向け早期整備を図ること。
- (10) 産業経済の大動脈として重要な路線である国道21号の完全6車線化と岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (11) 東海環状自動車道について、養老IC～いなべIC間の（仮称）養老トンネル工事では、湧水により工事が難航しているが、安全に十分配慮しつつ、新技術活用などにより工期短縮を図り、一日も早い開通を図るよう、さらに事業を加速させること。また、道路整備・管理の安定的・継続的推進を図るため、東海環状自動車道及び周辺道路ネットワークの整備並びに橋梁・トンネル・舗装等の予防保全を含む老朽化対策等が計画的に進むよう、資材価格高騰や賃金水準上昇に対応する中でも道路関係予算は、所要額を満額確保すること。
- (12) 国道23号鈴鹿四日市道路について、多様な産業が集積し、慢性的な渋滞が地域経済や社会活動の支障となっている課題への対応として、令和5年11月に全線開通された中勢バイパスと一体的に機能するよう早期に整備すること。
- (13) 高規格道路鈴鹿亀山道路について、物流の速達性・定時性確保への対応として高速道路と鈴鹿四日市道路を繋ぎ、幹線道路ネットワークの機能強化を図るため、早期整備を図ること。
- (14) 新名神高速道路について、三大都市圏を繋ぎ、日本の経済、社会、文化を支える大動脈として三重県区間内における6車線化を推進すること。
- (15) 国道1号バイパスの4車線化未整備区間を早期に整備すること。また、国道1号関バイパスの未事業化区間及び未整備区間について、早期の全線事業化及び工事着手を図ること。さらには、国道1号関バイパスとの結節点となる名阪国道の亀山IC上りオン・オフランプにおける交通安全対策として、ランプの構造を改善すること。
- (16) 伊勢・鳥羽・志摩を結ぶ伊勢志摩連絡道路のうち、鳥羽市を經由し志摩市へ至る

国道167号の未整備区間について、事業促進及び早期完成を図ること。

(17) 大規模災害時の命の道であり、広域観光、産業振興、救急医療体制の整備促進を図るため、紀伊半島一周高速道路（近畿自動車道紀勢線）の整備促進及び暫定2車線区間の4車線化並びに紀伊半島アンカールート（国道169号奈良中部熊野道路）の早期整備を図ること。

(18) 国道425号について、紀伊半島における東西の軸の1つであり、三重県南部から奈良県、和歌山県にアクセス可能な道路であることから、狭隘箇所及び急カーブの解消並びに法面未整備箇所の整備を促進すること。

3. 港湾整備事業等について

(1) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの早期整備を図ること。

(2) 国際競争力強化のため、衣浦港におけるアンモニアサプライチェーン構築に向け、外港地区への耐震強化岸壁及びこれに繋がる臨港道路を早期整備すること。また、重要物流道路である国道247号の4車線化事業の早期整備に向けた支援をすること。併せて、アンモニアの供給拠点の形成に必要な土地の確保を図るため、外港地区Ⅱ期計画の早期実現に向け支援すること。

(3) 港湾内の航路・泊地の適切な水深維持は船舶の安全航行及び防災上、極めて重要であるため、埋没浚渫を実施する際の社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和をすること。

4. 上下水道に係る耐震化及び老朽化対策に対する財政支援の拡充について

(1) 老朽管更新事業を加速して進めるため、令和7年度において防災・安全交付金（水道総合地震対策事業の重要施設に係る上下水道管路の一体耐震化）が創設されたが、水道施設アセットマネジメント推進事業（老朽管更新事業）の補助率が3分の1から4分の1に引き下げられたことから、今後、発生が懸念される南海トラフ地震に備え、老朽管路の更新をさらに加速し、計画的・集中的に進めることが急務となるため、水道施設アセットマネジメント推進事業の補助率の大幅な引上げをはじめ、上下水道事業に係る十分な予算確保を図ること。

(2) 上下水道一体となった耐震化及び上下水道における老朽化対策の早期の進捗並びに施設の強靱化の計画的な進捗を図るため、補助要件の撤廃及び補助率の引上げとともに、更なる地方財政措置の拡充を図ること。

また、防災・安全交付金（水道総合地震対策事業の重要施設配水管）の補助率について、現行の3分の1を下水道事業と同様の2分の1へ引き上げること。

(3) 鋳鉄管更新事業の計画的な推進には多額の費用を要することから、水道水源開発等施設整備費補助（重要水道管路更新事業）の補助率を4分の1から3分の1に引き上げるとともに、補助対象施設を緊急輸送道路から緊急輸送道路以外の下に埋設され

ている管路まで拡充すること。

- (4) 災害時の対応拠点となる上下水道事業に従事する職員の事務所など上下水道施設の耐震化等に対する新たな公営企業債を創設し、元利償還金を一般会計繰出金の対象とするとともに地方交付税措置を講じること。

5. 水道事業への支援等について

- (1) 国土強靱化を一層推進するとともに、社会の基幹的インフラである水道施設の耐震化等を加速するため、水道総合地震対策事業及び水道管路耐震化等推進事業に係る社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について、制度の継続、十分な予算の確保、交付対象の拡大、採択基準の緩和及び交付率の引上げを行うこと。加えて、水道基幹施設耐震化事業についても補助率の引上げを行うこと。また、停電対策及び浸水災害対策に必要な施設を整備する際の補助要件を緩和し、補助制度を拡充すること。
- (2) 基幹水道構造物の耐震化事業に係る基準事業費により定められている配水池耐震化に伴う交付金の上限額が十分な財政措置ではないことから、耐震化促進に向け基準事業費の見直しを行うこと。

6. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

統合上水道の旧簡易水道施設整備に対する繰出基準について、事業統合後に実施する建設改良における全ての国庫補助事業を対象とするよう拡充し、地方交付税による財政措置を講じること。

7. 水道事業と簡易水道事業との統合に対する財政支援の拡充について

安定的な水道水の供給を目的とした民営の簡易水道事業と市水道事業との統合に際し多額の経費が必要となるため、社会資本整備総合交付金及び簡易水道等施設整備費国庫補助金の対象要件の拡充を行うこと。

8. 民営簡易水道事業における被災時の復旧について

地域住民が管理する小規模な民営管理水道については上水道事業への統合を進めているところであるが、地理的条件や経済的制約等により、現在も統合がされていない民営簡易水道事業がある。これらの未統合の民営水道事業が災害により被災した場合、復旧に係る費用は全て事業者の自己負担となるため、迅速な復旧が困難となるおそれがある。災害発生時においても、住民が安全・安心な暮らしを持続するため、民営簡易水道が被災した場合の復旧に係る財政支援制度を創設すること。

9. 下水道事業への支援について

- (1) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、浸水・耐震化対策、老朽化対策、更新などを計画的かつ持続的に遂行し、住民が安全・安心に暮らし続けられるようにするため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の十分な予算を確保し適切に配分するなど支援の拡充を行うこと。

また、道路陥没事故を未然に防ぐためにも、口径や下水排除量等にかかわらず老朽管及びハイセラミック管や腐食環境下などの緊急性の高い管路の改築事業に係る防災・安全交付金の要件緩和による補助制度を拡充すること。

- (2) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。
- (3) 社会資本整備総合交付金における下水道未普及対策事業に位置付けられる事業については、補助率の引上げにより財政支援を拡充すること。
- (4) 下水道事業における雨水対策として、雨水排水路、調整池、ポンプ場等の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金事業及び大規模雨水処理施設整備事業の予算を十分に確保すること。
- (5) 災害時において下水道処理機能の維持を図るには、下水道施設を順次耐水化していく必要があるが、長期間を要するため、防災・安全交付金における重点配分の対象として継続し十分な予算を確保すること。
- (6) 令和9年度以降の污水管改築に対する財政支援の要件となるウォーターPPP(水の官民連携)の導入について、調査・検討は時間を要し市民に対する説明に十分な時間を確保する必要があることから、当該要件の期限を延長すること。

10. 公園事業への支援について

- (1) 社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業)について、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件を緩和すること。
- (2) 都市公園法第16条の都市公園の保存規定について、「その他公益上特別の必要がある場合」の「特別」を削除し、公益上必要がある場合には、各自治体の政策的な判断で都市公園を廃止できるように法改正を行うこと。

11. 河川整備事業の支援及び推進について

- (1) 都市自治体が管理する普通河川改修に、社会資本整備総合交付金が活用できるような制度を拡充すること。また、改修を計画的に進めるには長期間を要するため、緊急自然災害防止対策事業債制度を恒久化すること。
- (2) 木曾川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、築堤、護岸整備の際には景観に配慮した整備を行うこと。

12. 河川敷地内の都市公園における河川空間のオープン化について

営業活動に係る施設の占用が可能となる「河川空間のオープン化」が制度化されたが本制度の適用には、河川管理者との綿密な協議、地域の合意形成のための協議会等の開催、都市・地域再生等利用区域の要望書の提出などの手続きを要し、調整を担う都市自治体(公園管理者)の負担が大きく、活用を推進しにくい状況となっているた

め、都市自治体が河川敷地を占用して都市公園を設置している場合、一般的な都市公園と同様に、イベント等による一時的な使用が円滑に行えるよう、河川敷地占用許可準則の改定を行うこと。

1 3. 公共建築工事の適正な積算を確保するための支援について

- (1) 週休2日促進工事等の労働環境改善施策を適切に積算へ反映し、国基準に基づく予定価格を確保するため、営繕積算システム（R I B C 2等）の導入・更新・運用に係る経費について国の責任において継続的な財政支援措置を講じること。
- (2) 公共建築工事積算基準に準じた積算を行うために必要となる物価資料について、都市自治体が最新の単価データを安定的に確保できるよう、物価資料の共同調達や一括提供、補助制度の創設等、国において標準的な提供の仕組みを構築すること。

1 4. 公共施設等適正管理推進事業債について

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の維持及び更新を計画的かつ着実に推進するため、令和8年度まで起債が認められている公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び除却事業についても地方交付税措置の対象とするなど対象事業の拡大を図ること。また、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化対象事業等の対象とすること。
- (2) 災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するとともに、耐震化未実施等の対象要件を緩和すること。また、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化事業の対象要件に公用施設も含めること。
- (3) 集約化・複合化に関して、集約化の規模に応じて地方交付税措置率が拡充する地方財政措置を創設すること。
- (4) 集約化に伴う除却について、一時的な費用や業務量増大を軽減する観点から集約後5年以内とするものを集約化施設数に合わせて除却年限を延伸すること。
また、令和6年度以前に実施した集約化・複合化等に伴い施設の除却を行う事業に対する経過措置を継続すること。
- (5) 学校跡地利活用推進のため、市街化調整区域に位置する学校跡地の開発許可等に係る手続きの緩和・迅速化、用途変更に係る規制の見直し、税負担軽減措置の導入を図ること。

1 5. コンセッション方式における体制確立等について

コンセッション方式（公共施設等運営権）における経営・改築・維持管理業務を一体的にモニタリングする体制確立とモニタリング業務の安定的な継続に向けて、社会資本整備総合交付金の交付対象を従来の改築対象工事だけでなく経営・維持管理を含めた業務全体に対する拡充を行うこと。

1 6. 地域未来交付金の拡充について

地域未来交付金については、地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

17. スマートウェルネス住宅等推進事業制度及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業制度の継続及び拡充について

都市自治体が市街地再開発事業等を円滑に進められるよう、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金を継続し拡充を図ること。

18. 改良住宅の譲渡に伴う補助制度の創設について

入居者の自立支援推進を図るため、改良住宅の譲渡価格の算定に当たって必要となる耐震診断、土地・建物不動産鑑定評価費用、測量登記費用等について、財政支援制度を創設すること。

19. 住宅市街地総合整備事業制度について

住宅市街地総合整備事業制度要綱における空き家対策総合支援事業に対する補助を除却のみ実施する場合でも対象とすること。また、活用を条件とする場合でも、その期間を10年から5年に短縮すること。

20. 公営住宅の長寿命化について

公営住宅の長寿命化を計画的に進めるため、社会資本整備総合交付金の予算を十分確保し、適切に配分するとともに、公営住宅の解体のみの場合においても、従前居住者に対し、既存の公営住宅等への移転の要件を課すことなく、交付対象とすること。

21. リニア中央新幹線事業に係る支援について

(1) リニア中央新幹線の東京・名古屋間の1日も早い開業を実現するため、様々な支援を継続して実施すること。また、2037年の全線開業に向けた円滑な事業推進と名古屋以西における早期の駅位置決定・公表に向けて働きかけること。

(2) リニア中央新幹線の波及効果を高めるために必要となる様々な機能整備に対し、国家プロジェクトとしての位置付けに応じた継続的な財政支援を講じること。

22. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結は国家的プロジェクトに値する重要課題であり、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期に実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

23. 鉄道の駅の周辺における自転車等駐車場の維持管理に関する鉄道事業者の協力等について

都市自治体等が設置する鉄道の駅の周辺における自転車等駐車場の維持管理に関し、鉄道事業者の費用負担を含めた積極的な協力が得られるよう関係法令の改正を行うこと。

24. 地方鉄道に対する支援について

- (1) 地域振興に寄与するとともに、交通弱者や地域住民の生活路線として必要な地方鉄道を存続させるため、地域公共交通再構築事業に対して十分な予算措置を講じるとともに、補助対象事業の拡大及び補助率の引上げを図ること。また、地方鉄道の運行維持に経常的に必要な経費に対しても支援制度を創設すること。
- (2) 安全・安心な運行を確保するため、都市自治体が一体となって支えている第三セクター等鉄道には、経常損失に対しても財政支援を講じること。
- (3) 燃料費や物価高騰により増加する運行維持経費等に対する支援制度の継続及び拡大を図ること。
- (4) 広域的な交通ネットワークである鉄道路線の存廃協議は、運行する交通事業者や沿線自治体の固有の問題ではなく国土形成そのものの議論として、国が主体的に議論に参画する仕組み・体制を構築すること。

25. 地域公共交通に対する支援について

- (1) 交通ネットワークの活性化・再生・維持のため、交通事業者や交通事業を行う沿線自治体への財政支援の充実強化を図ること。
- (2) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源を確保するとともに、補助要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応とすること。また、運転士不足が深刻化していることから、運転士確保に資する待遇改善施策を構築すること。併せて、地方が実施する運転士確保に向けた施策に対する新たな財政支援制度を創設すること。
- (3) 市単独補助となっている同一市内を運行する路線について、新たな補助制度を創設すること。
- (4) 高齢者等交通弱者の移動手段を確保する運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を行う都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助制度における基準額の引上げなどにより財政支援制度を拡充すること。
- (5) 自動運転車両の導入に向け、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）の補助率を令和6年度までの10割に戻すとともに、実装後の運行維持経費等に対する新たな財政支援制度を創設すること。

26. 農業等の振興施策の充実強化について

- (1) 農業者にとって草刈りは大きな労力を伴う作業であるため、土地改良事業等の基盤整備事業において、用排水路や農道の法面などは草刈りが不要となるような長期にわたって管理しやすい施工について国費を増嵩し推進すること。
- (2) 営農型太陽光発電の運用等に関し、農業と発電の両立が適切に行われるようガイドラインを詳細かつ具体的な内容とすること。
- (3) わさび苗の安定供給に不可欠な育苗施設の整備に対する財政支援の拡充を図ること。

と。併せて、わさび田が被災した場合の復旧に係る財政支援については、わさび田特有の立地等に配慮した財政支援となるよう、拡充を図ること。

(4) 農業者の事務負担ができる限り発生しない農業用資材価格の高騰に対する新たな支援制度を創設すること。

(5) 燃料や生産資材等の価格高騰により経営が圧迫されている畜産農家に対し、配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化と輸入粗飼料に対する支援制度を創設すること。

27. 農業振興地域整備計画（農振除外）変更に係る同意審査の要件緩和について

転入希望者の住宅建設や民間事業者の進出意欲を阻害することなく、土地の有効活用が円滑に進むよう、農業振興地域の除外に関する要件を緩和すること。

28. 鳥獣被害における対策費の財政支援について

市民の生活に被害を及ぼす鳥獣の捕獲や防護柵設置などの対策を継続して進められるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金について、捕獲に係る一頭当たりの補助金の単価を引き上げるなど、都市自治体の需要に的確に応えられるよう十分な予算の増額措置を講じること。

29. 森林整備事業の予算確保について

安全・安心な暮らしを確保するため、治山整備や路網整備等の森林整備事業が安定的・計画的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

30. 針広混交林化・広葉樹林施業の推進について

針広混交林化及び広葉樹林施業の体系確立に向け、国及び県が主体となり、全国の自治体から地域特性の異なる複数自治体の取組を通じて、施業技術及び経営モデルの整理・確立を進め、必要な財政的支援を講じること。

31. 地籍調査事業の予算確保について

都市計画区域内の土地利用の促進や山林の機能強化及び災害時の復旧等に有効な地籍調査事業を安定的・計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

32. 中小企業等への支援について

(1) 基礎自治体が地域産業支援機関及び地域金融機関等と連携し、中小企業等の経営課題を解決するために実施する相談支援業務に対し、適切な補助制度を創設すること。

(2) 物価高騰が続く中、ゼロゼロ融資利子免除期間の3年間が終了し、利子が発生した状態で中小企業等の返済が始まっており、負担が増しているため、返済負担軽減や事業継続に対する財政支援を講じること。

(3) 災害発生時における中小企業被害状況把握の仕組みについて、ICT技術（クラウドサービス、Webフォーム、GIS連携など）を活用した新たな情報収集・共有システムを構築すること。

3 3. 観光関連事業者の人材不足解消について

- (1) 観光関連事業の生産性向上に寄与するため、従業員宿舎の整備について支援制度を創設すること。
- (2) 外国語・文化芸術等の教育を充実することにより、即戦力となり、かつ高い収入を得られる人材を育成するため、サービス業に対応した高等専門学校等の教育機関を設置すること。
- (3) 積極的に外国人人材を誘致すること。

3 4. 旅館業法の改正について

旅館業法の許可を得て簡易宿泊所の営業をしている貸別荘事業に起因した迷惑行為や騒音等により地域住民の生活が脅かされているため、住宅宿泊事業法と同様に住宅宿泊事業者に届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに対し適切かつ迅速な対応を課すなど所要の法改正を行うこと。

3 5. ご当地ナンバープレートの導入に係る「地方版図柄入りナンバープレート」の台数要件の緩和について

走る広告塔として地域の魅力を全国に発信することを目的とした、「図柄入りナンバープレート（地方版）」について、単独市区町村における導入台数要件の緩和等を行うこと。

3 6. 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

- (1) 民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- (2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

3 7. 脱炭素社会の実現に向けた支援について

脱炭素化社会の実現に向け、脱炭素化推進事業債の事業期間延長並びに各種補助金事業及び支援事業の拡充を図ること。

3 8. 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

- (1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。また、林地開発許可を含む各許認可について、太陽光発電設備等の強度に関し、豪雨等の自然災害に耐え得るものとなるよう基準を示すこと。
- (2) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実

施すること。また、事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

39. 有機フッ素化合物対策の推進について

(1) 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）について、関係省庁で連携を図り、人体に及ぼす影響や環境中の挙動・残留性についての調査研究を加速するとともに、浄化対策技術の開発を促進すること。また、都市自治体が行う取組に対する財政支援措置を講じること。

(2) 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）が水質基準に追加されることにより、新たに生じる水道事業者の負担に対する財政支援を講じること。

40. 不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

41. 東日本大震災の災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

42. 汚泥処理施設等に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、汚泥処理施設（浄化槽）の改修に関し、施設の設置主体や規模にかかわらず管渠も補助対象とするとともに、災害復旧に限定することなく、既存施設における浸水や停電等の災害対策事業、老朽化による更新についても対象とすること。

(2) 環境負荷軽減の観点から浄化槽設置整備事業を拡大させるため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の補助対象要件を緩和すること。

43. 不良な生活環境（ごみ屋敷）対策について

住居及びその敷地において物が堆積又は放置されることで、悪臭が発生するなどの周辺的生活環境が損なわれる状態（ごみ屋敷）の発生の防止及び解消のための法整備を行うこと。法令では、対策に当たって支援を基本原則とすることを明示した上で、報告徴収、立入検査及び他機関への情報提供依頼並びに改善措置に関する指導、勧告及び命令を可能とする規定を設けること。

また、不良な生活環境を発生させた者が、経済的理由から堆積又は放置された物を片付けられない案件もあるため、これらの物を処理するための財政措置を講じること。

44. 火葬場整備事業に対する財政支援制度の創設について

高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するため、都市自治体が行う火葬場の新設や老朽化に伴う建替え及び基幹的設備の改良が急務の火葬場整備について、都市自治体の大きな財政負担となっているため、国において特定補助金による財政支援を早期に創

設すること。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境が大きく変化する中、豊かで潤いのある社会を形成するとともに、次代を担うこどもたちの健全な成長を促していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

- (1) 教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。また、業務が集中し負担が増大しやすい教頭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の少数職種の定数を増加するよう配置基準に係る関係法令を改正すること。さらに養護教諭の複数配置の拡充を図るため、標準定数の算定方法を見直すこと。また、学校給食における食育の推進やアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供等職務は質・量ともに増大しているため、栄養教諭や学校栄養職員における配置基準を見直すこと。
- (2) 小規模の学校であっても、複式学級ではなく単学級での学校運営を行うことで、児童生徒に対して専門性の高い指導を行うことができるため、基礎定数の更なる改善を図り、必要な教員数の確保及び配置を講じること。

2. 児童生徒への教育支援の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に6人程度に引き下げることを併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (2) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対し、教員、養護教諭、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。
- (3) 外国人児童生徒の増加傾向に鑑み、特別な配慮を要する児童生徒に対応するため、日本語指導、通訳業務等の人的支援の強化及び財政支援の拡充を図ること。
- (4) 小・中学校への就学・編入学のための外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室設置運営に対する財政支援を充実・継続すること。
- (5) 保護者による送迎が困難な場合への対応など、外国人児童生徒が初期日本語教室等

に通う権利を保障するための予算を確保すること。

- (6) 医療的ケアが日常的に必要な児童に対する支援体制を整えるため、医療的ケアを行う看護師等の配置に対し、都市自治体の実情に応じた十分な財政措置を講じること。
- (7) 小中学校の修学旅行等の宿泊研修時に養護教諭が引率する際、学校に養護教諭が不在となることで学校運営に支障が生じることから、不在期間中に外部の保健師等を雇用するための費用について、財政措置を講じること。
- (8) 教室復帰の足掛かりとなる校内教育支援センター及び教育支援センターの支援員配置事業に対する財政支援を拡充すること。
- (9) 不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、それぞれの事態に応じた柔軟な学びの場の確保が課題となっている。不登校児童生徒が利用するフリースクール等の民間施設が一定数存在しているが、利用料が高額となる場合が多いため、財政支援制度を創設すること。
- (10) 複雑な家庭環境や様々な個別の背景を抱えた児童生徒に対応するスクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の専門スタッフの人的配置に対する財政支援制度を創設すること。

3. 放課後児童健全育成事業への財政的支援の拡充について

放課後児童健全育成事業について、子ども・子育て支援事業交付金により財政的な支援を受けているが、児童数19名以下の小規模な事業所においては、現状の基準額では安全・安心な運営が困難なため、基準額の増額等、財政的支援を講じること。

4. 小学校の登下校時における熱中症対策に対する財政支援の創設について

小中学校の児童生徒が登下校する際の熱中症予防に向けた都市自治体の取組に対して、財政支援を講じること。

5. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) 1人1台端末の追加や更新について、地方負担のないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるとともに、端末や周辺機器等の保守及び更新、学習系ネットワーク、校務系ネットワーク及びLTE回線の通信費、クラウド環境の更新整備、各種維持管理費について、継続的な財政支援制度を創設すること。
- (2) 学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支援を講じること。
- (3) ICT環境の整備を支援するICT支援員の配置や、民間事業者への委託等の体制整備に係る経費に対し、地方財政措置の拡充又は新たな支援制度の創設を図ること。

6. こどもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認する日本版DBSの運用に関わる対応について

令和8年12月より運用開始予定の日本版DBSについて、制度設計、実務負担、人権への配慮についての課題を解決する仕組みを構築するとともに制度運用に伴う

システム導入費や事務増加に対応する人件費など、継続的な財政需要に対して財政支援制度を構築すること。

7. 学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 義務教育諸学校の給食設備を含む施設整備や各種環境改善に係る公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金について、都市自治体が活用しやすい制度となるよう補助要件を緩和し、補助率や補助単価を恒久的に引き上げ、補助対象事業費下限額を見直すとともに、年度当初の確実な採択に向けて予算を確保すること。
- (2) 学校施設環境改善交付金について、配分基礎額が実際の工事費と比較して低い額となることが常態化しているため、算定基礎となる単価及び面積について、物価高騰や法改正への対応等、実態に合わせた見直しを行い、交付額を引き上げること。また、水道やガス管等のライフラインのみの更新についても交付金制度を活用できるよう見直すこと。
- (3) 学校給食に係る施設整備について、一部改修や厨房設備機器等の老朽化に伴う大規模な更新を含めた整備についても補助対象とすること。
- (4) 津波浸水想定区域外へ施設を移転する場合、用地取得費や土地造成費に係る財政支援制度の新設や学校施設建設費の補助率の引上げなど、さらに有利な財政措置を行うこと。
- (5) 災害時には避難所として活用される公立学校施設の屋内運動場等への空調設備設置や断熱性確保のための工事費に対する空調設備整備臨時特例交付金について、実情に即した基準単価及び交付金の算定範囲における上限額の引上げ並びに空調設備に係る電気及びガス料金等の運用コストについて、財政措置の一層の充実・強化を図ること。
- (6) 公立学校施設整備工事が授業に影響を及ぼさない夏休みに実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択すること。

8. 学校施設の有効活用における建築基準法の規制緩和について

公共施設等総合管理計画における学校施設の有効活用、認定こども園制度の推進、幼保小の架け橋プログラムの実現等の推進を図る上で支障となる建築基準法及び建築基準法施行令について、規制緩和を講じること。

9. 学校図書館機能の十分な発揮に向けた取組について

- (1) 司書教諭について、全校配置とすること。
- (2) 司書教諭が司書業務に専念できる時間確保の取組を推進すること。
- (3) 学校司書を義務教育費国庫負担制度の枠組みに組み込み、全校配置とすること。
- (4) 学校司書の資格要件として、司書資格あるいは学校司書資格を新設することにより対応すること。

10. 幼稚園教諭宿舍借上げ支援について

幼稚園における教諭確保対策として、保育所等における「保育士宿舎借り上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

1 1. 特別な支援が必要な公立の幼稚園児に対する教育支援体制の充実について

障害児や外国籍を有する園児など、特別な支援が必要な幼稚園児に対応するニーズは高まっており、これらの特別な支援を必要とする公立の幼稚園児に係る職員等の加配について、十分な財政支援を講じること。

1 2. 教育支援体制整備交付金の拡充について

保育DXを推進し幼稚園教諭がこどもと向き合う時間を確保するとともに、幼稚園のICT環境を整備し幼稚園教諭の負担軽減を図るため、パソコンやタブレット等の新規導入や更新費用について対象経費の拡充を行うこと。

1 3. 中山間地域に所在する幼稚園への財政措置について

中山間地域に所在する幼稚園の基準財政需要額の算出においては、運営における非効率性に配慮し別の算定基準により算出を行うこと。また、保育対策総合支援事業費補助金における「人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の対象施設に幼稚園を追加し、多機能化などの検証を支援するとともに必要性が認められる事業に対してはその後の財政支援を行うこと。

1 4. 学校給食に係る支援について

- (1) 都市自治体の財政力等により地域間格差が生じないように、中学校までの学校給食を無償化とする恒久的な財政支援を講じること。
- (2) 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じるとともに、国費により全額負担する制度設計を早期に示すこと。
- (3) 学校給食に係る負担軽減施策について、国として責任を持ち、中学校給食費の負担軽減を早期に実現するため、速やかに具体的な施策を講じること。
- (4) 完全無償化が実施されるまでの間、物価高に対する保護者負担軽減策を継続実施するとともに、「いわゆる給食無償化」は抜本的な負担軽減であることを、国の責任において明確化し、正確な趣旨の周知徹底を図ること。
- (5) 財政支援の基準額については、物価変動の実情を的確に反映し、実態との乖離がないようにすること。
- (6) 地場産品の活用等、都市自治体が独自性を発揮した給食を提供するための新たな財政支援制度を創設すること。
- (7) 今後の具体的な制度設計に当たっては、都市自治体の実情を踏まえたものとなるよう、都市自治体の意見を十分に反映すること。
- (8) 中学校給食に係る負担軽減を実施するまでの間、公立小学校に限るとする条件を地域の実情に応じて公立中学校に対しても弾力的な活用を可能とすること。

1 5. へき地児童生徒の遠距離通学に係る支援の拡充について

「へき地児童生徒援助費等補助金」について、スクールバスの購入経費や運行経費について恒久的な財政支援措置を講じること。また、遠距離通学の距離基準等の補助要件の緩和、補助対象経費及び補助限度額の拡充、補助率の引上げによる財政支援を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。

1 6. いじめ防止対策等について

(1) いじめの未然防止及び早期対応等にはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が即応できる体制が欠かせず、加えて、児童生徒・保護者とのカウンセリングを実施するだけではなく、教職員との情報連携が非常に重要であるため、配置人数の増員及び配置時間の拡充に対する財政措置を講じること。また、いじめ問題等の防止に向けた取組においては、第三者的立場である外部専門家を活用した取組を再度補助対象とするとともに、啓発活動に係る費用を補助対象とすること。

(2) 学校内外におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応を強化するため、ソーシャル・ネットワーキング・サービスやインターネット上の書き込み等を監視するネットパトロール等に係る財政支援制度を創設すること。

1 7. 部活動の地域移行に係る財政支援について

(1) 地域人材確保、部活動指導員の養成・配置・謝金支給、指導体制の整備等に係る費用について、都市自治体の実情を踏まえた上で財政支援を拡充すること。

(2) 部活動の地域移行を持続可能な活動とするため、移行後も都市自治体の財政負担を前提としない、かつ簡易な手続きによる十分な財政措置を講じること。

(3) 指導に必要となる資格取得に係る経費や活動場所の整備・改修等に対する新たな財政支援制度を創設すること。

(4) 休日部活動の地域展開方針を明確かつ詳細に示し、地域間格差を招くことなく、どの子どもたちも公平にスポーツや文化芸術活動に主体的に取り組める持続可能な仕組みづくりを主導すること。

(5) スポーツ庁・文化庁による地域クラブ活動への移行に向けた実証事業について、令和7年度までの改革推進期間終了後も財政支援を継続するとともに文化庁実証事業にあっては予算増額を図ること。また、運営主催者による報告書作成等の業務負担を軽減すること。

1 8. 文化財への支援について

(1) 国指定重要文化財建造物の修理費等、ハード事業には補助制度があるものの、日常の警備等に係る維持管理費用には補助制度がないため、国指定重要文化財建造物の散逸を防ぎ保存と活用につなげるため、民間所有者に対する維持管理費用への国庫補助制度を創設すること。

(2) 国指定文化財の整備を計画的に実施するためには、整備に対する国の補助金が不

可欠であるため、十分な予算を確保すること。

- (3) 個人所有の登録有形文化財は維持管理や修理に対する補助制度が無いため、維持修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の個人所有者に対する国庫補助制度を創設すること。
- (4) 埋蔵文化財緊急調査事業への補助金については、補助要項に定められた補助率と実情が乖離しているため、要項通りの補助率で交付すること。

19. 文化財防災に関する十分な体制整備について

- (1) 耐震・耐火・防水など文化財防災の基盤を整えるため、寄附金を損金算入ではなく税額控除とする特例的な税制優遇措置など民間資金が入りやすい環境の整備や、補助対象に自治体指定文化財を含めるよう補助制度を拡充すること。
- (2) 県が設立した「愛知県文化財防災ネットワーク」への支援とともに、全国的な文化財防災体制を創設すること。